



発行 新潟県

号外 2

令和元年7月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 24 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)
25 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

48,720,600円

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,494
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
340,583
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
- | | |
|--------|--------|
| 新潟市北区 | 20,992 |
| 新潟市東区 | 38,892 |
| 新潟市中央区 | 50,169 |
| 新潟市江南区 | 19,263 |
| 新潟市秋葉区 | 21,761 |
| 新潟市南区 | 12,787 |
| 新潟市西区 | 44,308 |
| 新潟市西蒲区 | 16,407 |

長岡市三島郡	77,741
上越市	54,433
三条市	27,910
柏崎市刈羽郡	25,267
新発田市北蒲原郡	31,696
小千谷市	10,173
加茂市南蒲原郡	11,371
十日町市中魚沼郡	17,976
見附市	11,537
村上市岩船郡	19,217
燕市西蒲原郡	24,976
糸魚川市	12,373
妙高市	9,278
五泉市東蒲原郡	17,777
阿賀野市	12,134
佐渡市	16,079
魚沼市	10,434
南魚沼市南魚沼郡	18,192
胎内市	8,419